

令和3年11月1日以降から新たに漁業・養殖業を営んだ方の数量算出方法

ここでは、R3.11.1以降から新たに漁業・養殖業を営んだ方が申請する数量の算出方法について、以下の区分のとおり漁業・養殖業を開始した時期に応じた方法を解説します。

- (1) R3.11.1からR4.3.31までの期間に新たに漁業・養殖業を営んだ方の算出方法
- (2) R4.4.1からR4.9.30までの期間に //
- (3) R4.10.1からR4.12.21までの期間に //

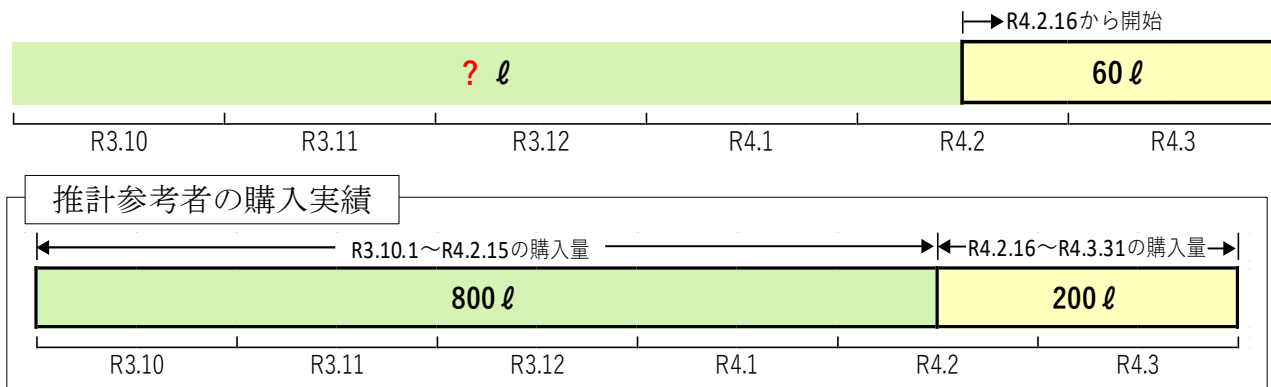
(補足)

- ・本支援金では、原則、R3.10.1からR4.3.31に購入した漁業用燃油・養殖用配合飼料等の数量をもとに申請を行うこととなります。
- ・しかし、R3.11.1以降から新たに漁業・養殖業を営んだ方はその実績が無いため、漁業用燃油等価格高騰緊急対策支援金交付要綱第4(2)～(4)の規定に基づき数量を計算し、申請額を算出する必要があります。

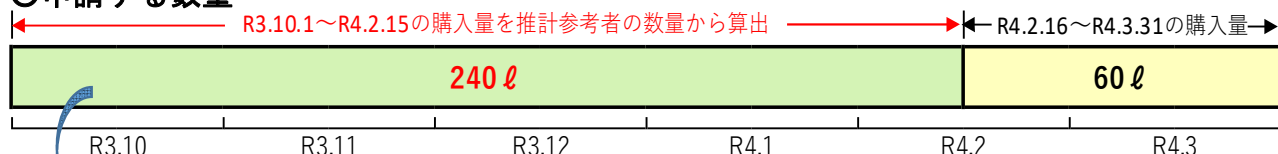
(1) R3.11.1からR4.3.31までの期間に新たに漁業・養殖業を営んだ方の算出方法

例：R4.2.16に経営を開始した場合

- ・R3.10.1からR4.2.15までの期間分については推計参考者*の実績から算出



○申請する数量



$$\text{申請者のR4.2.16～R4.3.31の購入実績(60ℓ)} \times \frac{\text{推計参考者のR3.10.1～R4.2.15の購入実績(800ℓ)}}{\text{推計参考者のR4.2.16～R4.3.31の購入実績(200ℓ)}} = 240ℓ$$

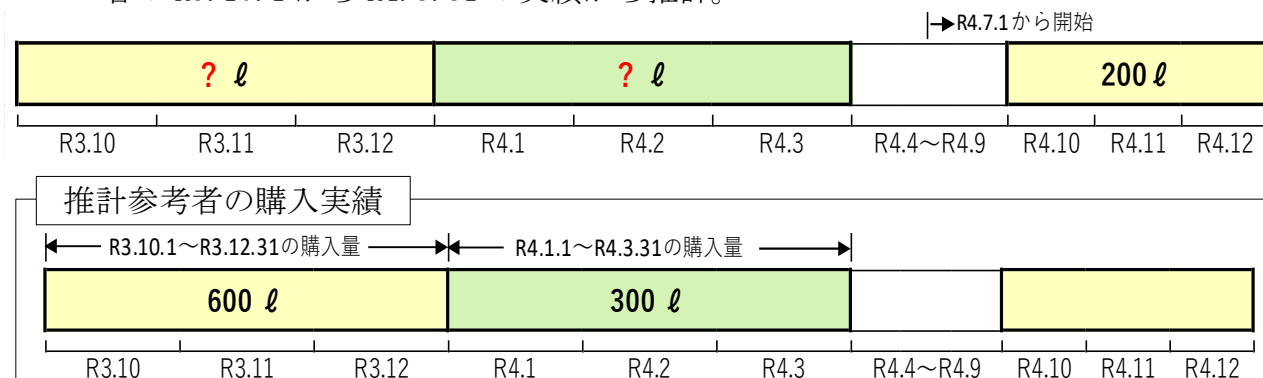
➡ この場合、推計した240ℓと実績60ℓの合計300ℓが申請する数量となります

※推計参考者とは、原則、申請者と同じ漁業種を営む方で、根拠地や操業形態等の類似性が高い人をいいます（以下すべて同じ）。

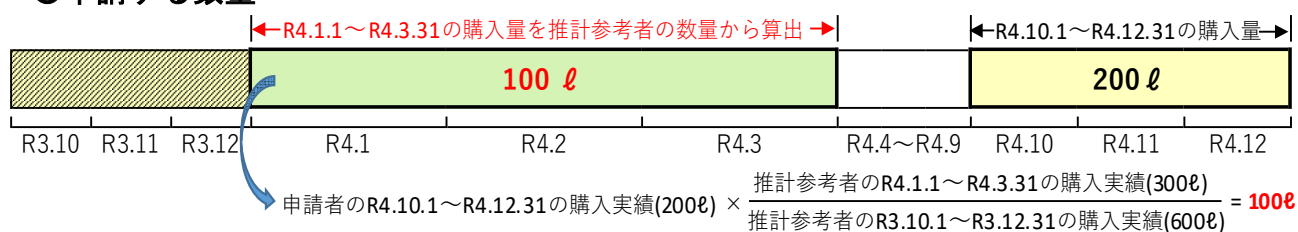
(2) R4. 4. 1 から R4. 9. 30 までの期間に新たに漁業・養殖業を営んだ方の算出方法

例：R4. 7. 1 に経営を開始した場合

- 申請する数量は、申請者の R4. 10. 1 から R4. 12. 31 の購入数量を用いて、推計参考者の R3. 10. 1 から R4. 3. 31 の実績から推計。



○申請する数量

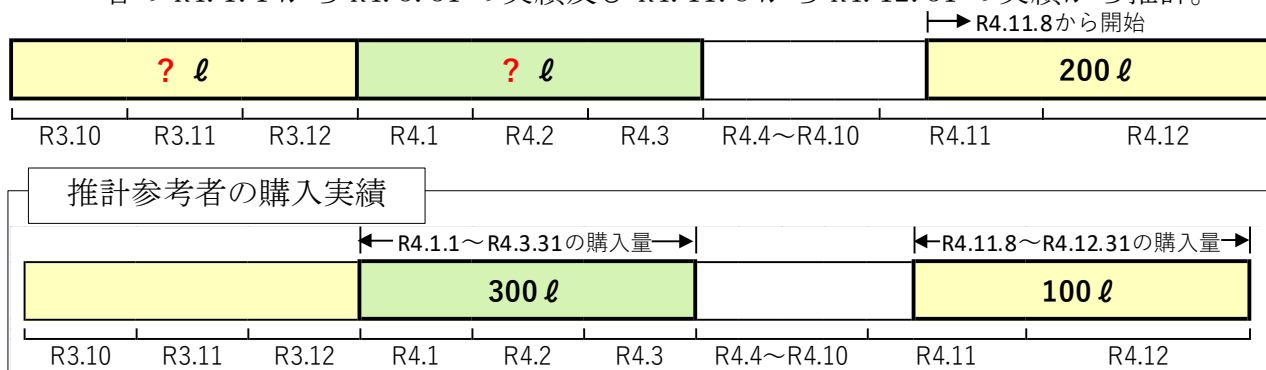


➡ この場合、推計した 100ℓ と実績 200ℓ の合計 300ℓ が申請する数量となります

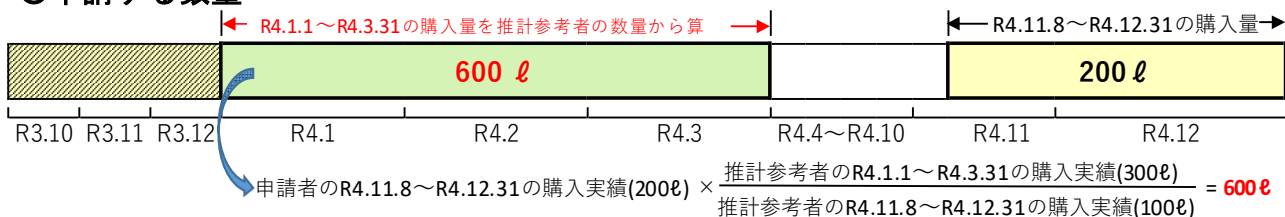
(3) R4. 10. 1 から R4. 12. 21 までの期間に新たに漁業・養殖業を営んだ方の算出方法

例：R4. 11. 8 に経営を開始した場合

- 申請する数量は、申請者の R4. 11. 8 から R4. 12. 31 の購入数量を用いて、推計参考者の R4. 1. 1 から R4. 3. 31 の実績及び R4. 11. 8 から R4. 12. 31 の実績から推計。



○申請する数量



➡ この場合、推計した 600ℓ と実績 200ℓ の合計 800ℓ が申請する数量となります